

# 都市農地流動化促進奨励事業実施要領

4産労農振第2973号  
令和5年3月29日

## 第1 趣旨

都市農地流動化促進奨励事業実施要綱（令和5年3月29日付4産労農振第2972号。以下「実施要綱」という。）に基づく都市農地流動化促進奨励事業は、実施要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところにより実施するものとする。

## 第2 交付対象者の要件

実施要綱第4の1（1）に定める奨励金の対象とする交付者（以下「交付対象者」という。）は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成三十年法律第六十八号。以下「貸借円滑化法」という。）第4条に基づく賃借権の設定を受けた農地において、賃貸借の存続期間を10年以上とした農地賃貸借契約を締結した賃貸人とする。

## 第3 交付要件

- 1 実施要綱第4の1（1）に定める奨励金の交付要件は、次の通りとする。
  - （1）第2の農地は、交付対象者が都内に所有する生産緑地であること。
  - （2）第2の農地に設定された賃借権は、当該年度に新規に賃貸借期間が開始されたものであること。
- 2 前項に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金の交付対象としないこととする。
  - （1）農地所有適格法人（農地法第2条第3項に規定する法人をいう。以下同じ。）の構成員が同一世帯員のみで構成されている農地所有適格法人である場合に、その構成員（その世帯を含む）が当該農地所有適格法人に賃借権を設定する場合。
  - （2）農地所有適格法人の事業に常時従事している者又は農地所有適格法人の理事、業務執行権を有する社員若しくは取締役である者が当該農地所有適格法人に賃借権を設定する場合。
  - （3）2親等以内の親族との間で賃借権を設定する場合。
  - （4）農地所有者の2親等以内の親族が代表、理事、取締役又は持分会社においては業務を執行する社員を務める農業法人に、当該農地の賃借権を設定する場合。

## 第4 奨励金の額

- 1 実施要綱第4の1（1）に定める奨励金の額は、1,000平方メートル当たり次に掲げる金額とする。ただし、申請額が当該年度予算額を上回ったときは、減額することができる。
  - （1）区内農地 300,000円
  - （2）市内農地 200,000円
- 2 奨励金の額の算定は、申請地の一筆ごとの面積（10平方メートル未満切捨て）に、前項による1,000平方メートル当たりの単価を乗じて得た金額とする。

## 第5 奨励金の原資

農業会議が実施する実施要綱第4の1（1）に定める奨励金の交付に必要な資金は、都が農業会議に補助する都市農地流動化促進奨励事業費補助金を原資とする。

## 第6 奨励金の返還

- 1 実施要綱第4の1(1)に定める奨励金の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、奨励金の全部を返還しなければならない。
  - (1) 第2及び第3の交付要件に違反することとなったとき。
  - (2) 奨励金の交付を受けた農地について、10年未満でその賃借権を解約したとき。  
ただし、以下のアからオのいずれかの事項に該当する場合を除くものとする。
    - ア 災害により耕作が困難になったことによる解約
    - イ 公共の用に供するための解約
    - ウ 賃借人の死亡による解約
    - エ 貸借人の責めに帰さない理由による解約
    - オ 10年未満でその賃借権を解約した後、6か月以内に新たな借り手への賃借権の設定が行われたとき
  - (3) 虚偽の申請その他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めるとき。
- 2 実施要綱第4の1(1)に定める奨励金の交付を受けた者が、奨励金の交付を受けた農地の貸借期間中に死亡し、当該農地を相続した者が当該農地の賃借権を10年未満で解約したときは、相続人が奨励金の全額を返還しなければならない。

## 第7 奨励金交付規則等の制定

農業会議は、実施要綱第4の1(1)の事業を実施するに当たり、事業の実施手順を定めた交付規則等を作成し、別記様式第1号により知事に承認申請を行うものとする。改正する場合も同様とする。

## 第8 交付対象農地の利用状況の確認

農業会議は、交付対象農地が存在する区市と連携し、交付対象農地の利用状況について、貸借円滑化法第5条に基づく利用状況報告等により毎年確認するとともに、知事の求めに応じ利用状況を報告するものとする。

## 第9 都市農地流動化促進奨励事業の推進

知事は、別に定めるところにより、農業会議が実施要綱第4の1(1)の事業を推進する上で必要な事務経費について補助するものとする。

## 第10 補助金交付決定前着工

事業の着工は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情、社会情勢に応じて事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情により交付決定前に着工する必要がある場合には、その旨を具体的に明記した補助金交付決定前着工届(別記様式第2号)を知事に届け出るものとする。

## 第11 助成

実施要綱第8の規定に基づく助成措置については、別に定める「都市農地流動化促進奨励事業費補助金交付要綱」の定めるところによる。

## 第12 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は別に定めるところによるものとする。

### 附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。